



金沢市公報

第2574号の2

平成19年(2007年)12月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●訓令甲		○昭和52年告示第82号(金沢市収納取扱金融機 関について)の一部改正について	() 3
○金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程の一部 改正について (会計課)	1	○平成10年告示第25号(金沢市指定代理金融機 関について)の一部改正について	() 3
●告示		○平成10年告示第29号(金沢市出納取扱金融機 関のうちから金沢市総括出納取扱金融機関を 定めることについて)の一部改正について	() 4
○昭和50年告示第1号(金沢市指定金融機関に ついて)の一部改正について (会計課)	1		
○昭和50年告示第2号(金沢市収納代理金融機 関について)の一部改正について	() 2		
○昭和52年告示第81号(金沢市出納取扱金融機 関について)の一部改正について	() 2		

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第9号

庁 中 一 般

金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程(昭和39年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月21日

金沢市長 山 出 保

第2条第3項中「白山市(旧松任市及び旧鶴来町の区域に限る。)及び津幡町に所在する」を「会計管理者が特別の事情があると認めて定める指定金融機関等の」に改め、「(以下「特定店舗」という。)」を削り、「収納日の翌々営業日」を「会計管理者が別に定める日」に改める。

第7条後段を削る。

第27条第1項中「特定店舗」を「会計管理者が特別の事情があると認めて定める指定金融機関の店舗」に改め、「(口座振替の方法により収納されたものを除く。)」を削り、「収納日の翌々営業日」を「会計管理者が別に定める日」に改め、同条第2項中「特定店舗」を「会計管理者が特別の事情があると認めて定める指定代理金融機関及び収納代理金融機関の店舗」に改め、「(口座振替の方法により収納されたものを除く。)」を削り、「収納日の翌々営業日」を「会計管理者が別に定める日」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第299号

昭和50年告示第1号(金沢市指定金融機関について)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から効力を有するものとします。

平成19年12月21日

金沢市長 山 出 保

表を次のように改める。

金融機関名	所 在 地	取りまとめ店
株式会社北國銀行	金沢市下堤町1番地	金沢市役所支店

備考 取扱いさせる店舗の範囲は、上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）とする。

●金沢市告示第300号

昭和50年告示第2号（金沢市収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から効力を有するものとします。

平成19年12月21日

金沢市長 山 出 保

表を次のように改める。

金融機関名	所 在 地	取りまとめ店
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	金沢支店
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	金沢支店
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	金沢支店
株式会社北陸銀行	富山市堤町通り1丁目2番26号	金沢支店
株式会社福井銀行	福井市順化1丁目1番1号	金沢支店
北陸信用金庫	金沢市玉川町11番18号	本店
鶴来信用金庫	白山市鶴来本町1丁目ワ107番地の2	金沢支店
興能信用金庫	鳳珠郡能登町宇津ム字45番の1地	金沢支店
株式会社富山第一銀行	富山市総曲輪2丁目2番8号	金沢支店
株式会社福邦銀行	福井市順化1丁目6番9号	金沢支店
商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2丁目10番17号	金沢支店
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	金沢支店
中央三井信託銀行株式会社	東京都中央区京橋1丁目7番1号	金沢支店
北陸労働金庫	金沢市芳齊2丁目15番18号	本店
金沢中央信用組合	金沢市上近江町15番地	本店
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	金沢支店
のと共栄信用金庫	七尾市松物町35番地	鳴和支店
石動信用金庫	富山県小矢部市石動町13番13号	金沢支店
金沢市農業協同組合	金沢市松寺町未59番地1	本店
金沢中央農業協同組合	金沢市入江1丁目1番地	本店
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町3丁目11番地2	金沢支店
中央商銀信用組合	横浜市中区蓬萊町2丁目3番地	金沢支店
石川県信用農業協同組合連合会	金沢市古府1丁目220番地	本所
石川県信用漁業協同組合連合会	金沢市北安江3丁目1番38号	本店

備考 取扱いさせる店舗の範囲は、上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）とする。

●金沢市告示第301号

昭和52年告示第81号（金沢市出納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から効力を有するものとします。

平成19年12月21日

金沢市長 山 出 保

表を次のように改める。

金融機関名	所 在 地	取りまとめ店
株式会社北國銀行	金沢市下堤町1番地	金沢市役所支店

金沢信用金庫	金沢市香林坊1丁目3番8号	本店
--------	---------------	----

備考 取扱いさせる店舗の範囲は、上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）とする。

●金沢市告示第302号

昭和52年告示第82号（金沢市収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から効力を有するものとします。

平成19年12月21日

金沢市長 山 出 保

表を次のように改める。

金融機関名	所在地	取りまとめ店
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	金沢支店
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	金沢支店
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	金沢支店
株式会社北陸銀行	富山市堤町通り1丁目2番26号	金沢支店
株式会社福井銀行	福井市順化1丁目1番1号	金沢支店
北陸信用金庫	金沢市玉川町11番18号	本店
鶴来信用金庫	白山市鶴来本町1丁目7107番地の2	金沢支店
興能信用金庫	鳳珠郡能登町字宇出津ム字45番の1地	金沢支店
株式会社富山第一銀行	富山市総曲輪2丁目2番8号	金沢支店
株式会社福邦銀行	福井市順化1丁目6番9号	金沢支店
商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2丁目10番17号	金沢支店
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	金沢支店
中央三井信託銀行株式会社	東京都中央区京橋1丁目7番1号	金沢支店
北陸労働金庫	金沢市芳斉2丁目15番18号	本店
金沢中央信用組合	金沢市上近江町15番地	本店
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	金沢支店
のと共栄信用金庫	七尾市松物町35番地	鳴和支店
石動信用金庫	富山県小矢部市石動町13番13号	金沢支店
金沢市農業協同組合	金沢市松寺町末59番地1	本店
金沢中央農業協同組合	金沢市入江1丁目1番地	本店
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町3丁目11番地2	金沢支店
中央商銀信用組合	横浜市中区蓬莱町2丁目3番地	金沢支店
石川県信用農業協同組合連合会	金沢市古府1丁目220番地	本所
石川県信用漁業協同組合連合会	金沢市北安江3丁目1番38号	本店

備考 取扱いさせる店舗の範囲は、上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）とする。

●金沢市告示第303号

平成10年告示第25号（金沢市指定代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から効力を有するものとします。

平成19年12月21日

金沢市長 山 出 保

表を次のように改める。

金融機関名	所在地	取りまとめ店
金沢信用金庫	金沢市香林坊1丁目3番8号	本店

備考 取扱いさせる店舗の範囲は、上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）とする。

●金沢市告示第304号

平成10年告示第29号（金沢市出納取扱金融機関のうちから金沢市総括出納取扱金融機関を定めることについて）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から効力を有するものとします。

平成19年12月21日

金沢市長 山 出 保

表を次のように改める。

金融機関名	所在地	取りまとめ店
株式会社北國銀行	金沢市下堤町1番地	金沢市役所支店

備考 取扱いさせる店舗の範囲は、上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）とする。

◎正 誤

○平成19年3月30日付け金沢市公報号外第12号の4

頁	箇所
2	上から16行目

誤
附 則

正
（金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）
第9条 金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則（昭和44年規則第12号）の一部を次のように改正する。
第4条、第10条、第18条第1項、第19条、第20条、第26条第1項、第27条及び第28条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。
附 則

平成19年(2007年)12月21日 印刷	発行人	金 沢 市
平成19年(2007年)12月21日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地	カネモト印刷(株)